

人事評価制度構築コンサルティング業務（医師職）委託仕様書

1 委託業務名

大田市立病院人事評価制度構築コンサルティング業務（医師職）

2 目的

大田市立病院の人事評価制度の構築については、平成26年4月に人事評価制度構築基本方針を策定したところである。

この基本方針に基づき、平成26年度において、まずは医師職を対象とした制度構築を先行して導入することとしているが、この構築作業が円滑かつ効果的に推進するよう、専門的知識及びノウハウを有した者に対し、制度の構築及び職員に対する研修業務等を委託するものである。

3 業務の履行期限

平成27年3月31日まで

4 対象職員

大田市立病院に勤務する医師職（常勤医師及び大田総合医育成センター医師）

5 委託業務内容

(1) 人事評価制度の設計

ア 現状分析

(ア) 院長をはじめとする主要医師への意識調査（ヒアリング）と診療科ごとの特性・実態の把握

(イ) 現行の人事処遇制度の特性分析及び課題整理

イ 制度設計

(ア) 人事評価制度の構築

(イ) 人事評価結果を反映させる処遇制度の検討

(ウ) 報酬制度の設計（非金銭的報酬の検討を含む）

① 現行賃金の分析

② 新報酬制度の設計

③ 現行報酬制度から新制度への移行シミュレーションの実施とシミュレーション結果の分析、改善策の検討

④ 賃金規程等の修正

ウ 人事評価制度実施要領、運用マニュアル等の作成

(2) 職員研修及び説明会の実施

(3) その他の人事評価制度の構築に関する業務

ア 人事評価制度の構築にあたって、院内に設置する検討委員会への参加

イ 制度構築に必要な人事評価制度に関する各種情報提供

ウ その他、人事評価制度の構築に必要とされる業務

6 その他

- (1) 本委託業務に関して、契約書及び本仕様書に明示されていない事項であっても、人事評価制度構築作業に当然に必要な事項については、委託者の要請に応じ受託者は誠実に対応すること。
- (2) 本仕様書に記載のない項目及び疑義が生じた場合は、受託者は速やかに委託者と十分に協議し、その解決を図ること。
- (3) 受託者は、本委託業務で知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。これは受託期間終了後においても同様とする。